

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年3月31日同意した。

平成20年4月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名
宇多津町	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）津ノ郷地区
綾川町	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（かんがい排水事業）池の浦地区